

議題 4（委員会決裁事項（規則第 3 条第 1 号））

中学校チャレンジテストの見直しについて

標記について、別紙のとおり決定する。

令和元年 11 月 15 日

大阪府教育委員会

中学校チャレンジテストの見直しについて

別紙

高等学校課・小中学校課

1 評定の公平性について

チャレンジテストを活用した府内統ルールを継続するが、内容を以下のとおり改正する

■ 令和2年度以降に実施するチャレンジテストを受験した生徒を対象に、以下のとおり変更する。

学年	現行	新ルール
1年生	各中学校は教科ごとにつけた各生徒の評定が、府教育委員会が定めた「評定の範囲」に収まっていることを確認する。	各中学校は、府教育委員会が定めた 5教科（中1は3教科） の「府全体の評定平均」と、各校のチャレンジテスト実施5教科（中1は3教科）の平均点とを比較して、各校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に各校の 5教科（中1は3教科） の評定平均が収まっていることを確認する。 ※3年生のチャレンジテスト実施教科以外の4教科については別にルールを定める。（下記参照）
2年生		
3年生	各中学校は、府教育委員会が定めた 5教科 の「府全体の評定平均」と、各校のチャレンジテスト実施5教科の平均点とを比較して、各校の「評定平均の目安」を算出し、その±0.3の範囲に各校の 9教科 の評定平均が収まっていることを確認する。	

【中学3年生チャレンジテスト実施教科以外の4教科の評定について】

- 1 府教育委員会はチャレンジテスト実施教科以外の4教科について、府全体の評定平均を算出し、その値に±0.3を加えた「府全体の4教科の評定平均の範囲」を定める。
- 2 各中学校は自校の4教科の評定平均を算出し、その値が「府全体の4教科の評定平均の範囲」に収まっていることを確認する。
- 3 自校の4教科の評定平均が「府全体の4教科の評定平均の範囲」に収まっていない場合、さらに自校のチャレンジテスト実施5教科の「評定平均の範囲」とを合わせた2つの範囲の最大値と最小値の間に収まっていることを確認する。
- 4 3において収まらない場合、中学校は、評価方法の見直しを行う。
ただし、いかんともしがたい事由があり、所管する市町村教育委員会も妥当と認める場合は、府教委に協議を申し出ることができる。

2 学力向上について

令和3年度より小学校の学力向上のため、府の統一テストを実施する方向で検討を進める。

■実施学年・教科：小学校5年生 国語、算数、理科、生活状況調査

小学校6年生 理科（全国学テの実施のないときのみ）、生活状況調査

※実施内容等詳細については今年度中に制度設計を行う。

中学校チャレンジテストの見直しの背景等について

(1) 見直しの背景・経緯

平成 30 年度、地震・台風により 2 回延期になったことを契機に、チャレンジテストの是非についての議論が再燃。議会からも指摘を受け、令和元年度前半をめどに、見直しを行うと約束。

- ・小中学校全学年を対象とした学力・体力、生活アンケート調査を実施して、一人ひとりの成績の経年変化のわかるデータをすべての学校に提供し、さらなる学力向上が必要。
- ・現行チャレンジテストの評定の公平性の担保については機能していない。制度の作り直しが必要。
- ・特定の日に一斉に実施される 1 回のテストに、評定の公平性を依存することは課題。テストに依存しない評定の公平性の担保の方法の検討を。
- ・中学校現場から様々な反対・懸念の声がある。選抜制度をめぐるこれまでの混乱等を踏まえ、どのような決断をしても中学校現場にきちんと納得のいく説明が必要。
- ・チャレンジテストは入試に活用すべきでない。テストそのものもただちにやめるべき。

(2) 見直し議論の中での論点整理

① 評定の公平性について

- ・中学校の絶対評価について、チャレンジテスト結果による評定の見直し割合は減少するなど、定着しつつある。
- ・引き続き、調査書の評定の公平性の担保のため、1 年から 3 年まですべての学年でルールが必要。
- ・3 年生において、5 教科の結果だけで 9 教科の評定平均を決めてしまうことの実現が得られない。
- ・1、2 年生において、1 回のテストで評価が決まってしまう場合があることで、指導に影響が出るとの声がある。

② 学力向上について

- ・中学校の学力は向上し、ほぼ全国水準。さらに向上維持するため、テストの継続は必要。
- ・小学校の学力について、国語の基礎的・基本的な力に課題が続くなど、学力の土台づくりをしっかり行う必要がある。

(3) 見直し案に対する意見

① 評定の公平性について

- ・ルールの変更案は以前のルールに比べると良い。変更されてよかった。
- ・1 年生から 3 年生までを同じルールにすることはわかりやすく良い。
- ・このルールでは、学力に課題のある子どもが一層参加しにくい状況が生まれるのではないかと懸念。
- ・実技 4 教科のルールも結局チャレンジテストを活用するのはいかなるものか。
- ・実技 4 教科のルールはなくて良い。
- ・実技 4 教科のルールをなくしてしまうと、公平性が保てなくなるのではないかと懸念。4 教科にも何らかのルールは必要。
- ・府内統一ルールの変更については子どもたち、保護者に対して混乱のないよう、丁寧な説明を。
- ・チャレンジテストによる評定の公平性のルールはやめるべき。

②学力向上について

- ・小中学校 9 年間の児童・生徒の経年変化を把握し、子どもたちの生きる力を育むテストとなるようさらに発展させてほしい。
- ・子どもたちの学力をのばす先に何があるのか考える必要がある。格差をなくすような施策を進めることが必要。
- ・小学校で新たにテストを行うことはありがたい。実施学年を拡大してほしい。
- ・すでに市町村で実施されているテストとのすみわけを検討してほしい。
- ・授業改善に資する内容のテストにしてほしい。

※その他

- ・チャレンジテストそのものをやめるべき。

中学3年生チャレンジテスト実施教科以外の4教科の評定について

○ 中学3年生の府内統一ルールにおける「評定平均の範囲」の対象教科を、これまでの9教科から、チャレンジテスト実施教科の5教科に変更することに伴い、チャレンジテストを実施しない4教科について、以下のように新たな府内統一ルールを定め、入学者選抜における評定の公平性を担保する。

- 1 府教育委員会はチャレンジテスト実施教科以外の4教科について、府全体の評定平均を算出し、その値に ± 0.3 を加えた「府全体の4教科の評定平均の範囲」を定める。
- 2 各中学校は自校の4教科の評定平均を算出し、その値が「府全体の4教科の評定平均の範囲」に収まっていることを確認する。
- 3 自校の4教科の評定平均が「府全体の4教科の評定平均の範囲」に収まっていない場合、さらに自校のチャレンジテスト実施5教科の「評定平均の範囲」とを合わせた2つの範囲の最大値と最小値の間に収まっていることを確認する。
- 4 3において収まらない場合、中学校は、評価方法の見直しを行う。

ただし、いかんともしがたい事由があり、所管する市町村教育委員会も妥当と認める場合は、府教委に協議を申し出ることができる。

<例>

「府全体の4教科の評定平均の範囲」が3.10～3.70、自校のチャレンジテスト実施5教科の「評定平均の範囲」が2.73～3.33の場合

